

設置（変更）許可申請書に記載する燃料体の最高燃焼度について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、実用炉則という）第3条第2項第2号八（1）（ii）に定められている設置（変更）許可申請書に記載する「燃料体の最高燃焼度」については以下の通りと考えている。

1. 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド

申請に係る運用ガイドには、「『燃料体の最高燃焼度』とは、燃料材、燃料要素及び燃料集合体のそれぞれの最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものをいう。」と記載されている。

2. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二

別表第二には、「燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）」と記載されており、設計及び工事の計画申請書では燃料集合体、燃料棒、燃料ペレットそれぞれの最高燃焼度を記載することとなる。

これは、2020年4月1日の原子炉等規制法改正において、燃料体設計認可申請や輸入燃料体検査申請が廃止となったことから、両申請書に記載していた燃料集合体、燃料棒、燃料ペレットそれぞれの最高燃焼度を記載しているものと理解している。

3. 設置（変更）許可申請書に記載する燃料体の最高燃焼度

以上のことから、設置（変更）許可申請書に記載する「燃料体の最高燃焼度」は、必ずしも、燃料集合体、燃料棒、燃料ペレットそれぞれの最高燃焼度を記載する必要はなく、申請に係る運用ガイドにあるように、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものを記載することとする。

以上